

発災から10年の進展と課題を踏まえ、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、令和3～7年度の「第2期復興・創生期間」以降における、各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を規定

基本姿勢及び各分野の取組

1. 地震・津波被災地域

復興の「総仕上げ」の段階

⇒ 第2期に復興事業がその役割を全うすることを目指す

○ ハード事業

・概ね完了済、未完了の一部事業は完了までの間、支援を継続

○ 被災者支援（心のケア、コミュニティ形成、見守り・相談等）（※）

・社会情勢の変化の中、事業の進捗に応じた支援を継続

○ 子どもの支援（教員加配、スクールカウンセラー等配置、就学支援）（※）

・支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続
（※）第2期期間内に終了しないものは、政府全体の総合的な活用も含め、支援のあり方を検討、適切に対応

○ 住まいとまちの復興

・家賃低廉化・特別家賃低減事業の支援を一定期間継続
・造成宅地・移転元地等の活用について、きめ細かく対応し、後押し

○ 産業・生業

・中小企業等グループの再生と企業立地を支援（対象の限定・重点化）
・水産加工業の販路開拓、加工原料の転換等を支援

○ 地方創生との連携強化

・復興と地方創生施策の連携の充実・強化

3. 教訓・記憶の後世への継承

・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
・とりまとめを実施した効果的な復興の手法・取組の整理、復興の変遷、進捗状況、評価・課題を関係機関等へ普及・啓発

事業規模と財源

・平成23年度から令和7年度までの15年間：32.9兆円程度

※ 原災地域は適切な時期に見直し、必要な復興事業に支障のないよう財源を確保

2. 原子力災害被災地域

引き続き、国が前面に立ち、中長期的な対応が必要
→ 当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組

○ 事故収束

・廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に実施
・ALPS処理水の処分完了まで、政府が全責任を持って対応

○ 環境再生に向けた取組

・仮置場の管理・原状回復、中間貯蔵施設の整備・搬入等
・県外最終処分に向け、政府一体となった体制整備の取組を推進

○ 帰還・移住等の促進、生活再建等

・帰還環境の整備、移住・定住等の促進 ・被災者支援の継続
・特定帰還居住区域制度のもと、避難指示解除の取組を推進

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進

・浜通り地域等の産業発展に向け、重点分野を中心に推進

○ 福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進

・「創造的復興の中核拠点」を目指し、取組を推進（R5. 4設立）

○ 事業者・農林漁業者の再建

・事業再開支援、営農再開の加速化、森林整備等の実施、原木林や特用林産物の産地再生、漁業の本格操業・水産加工業支援

○ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

・農林水産・観光等の風評払拭に向け、引き続き国内外へ発信
・食品等に関する規制等の検証 ・輸入規制の撤廃・緩和推進
・ALPS処理水放出後の正確な情報発信等の推進

組織

・復興庁を10年延長、岩手・宮城復興局を釜石・石巻に移転
・復興庁に知見活用の担当組織を設け、関係機関と知見共有